

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近改定平成28年4月1日

重点路線

◎最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道(津田沼駅南口ロータリーから習志野市谷津1-17先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(津田沼駅南口ロータリーから習志野市谷津2-3-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(津田沼駅北口ロータリーから習志野市津田沼1-9先交差点付近の間)	7:00~0:00

◎重点路線

路線(区間)	重点時間帯
県道津田沼停車場線(習志野市津田沼5-12京成津田沼駅前付近から習志野市袖ヶ浦2-4の間)	7:00~0:00
市道(JR新習志野駅ロータリーから習志野市茜浜2-8先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市本大久保1-3先交差点付近から同1-25先交差点付近の間~パーキングチケット設置エリア)	7:00~0:00
主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線(習志野市実籾5-5実籾三叉路付近から実籾駅入口交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市大久保3-2済生会病院前交差点付近から同4-14交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市津田沼3-23-11新津田沼ガード下交差点付近から習志野市藤崎2-2-1企業局前交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市袖ヶ浦1-1袖ヶ浦西小グランド前付近から習志野市鷺沼5-6-2国道14号交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市谷津2-9まろにえ橋付近から習志野市鷺沼1-6-5サンライフヒロセ前交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市茜浜2-4-1交差点付近から習志野市茜浜2-2JR新習志野駅入口交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市実籾1-1-11京成実籾駅北口付近から習志野市実籾1-18主要地方道長沼・船橋線の間)	7:00~0:00
市道(習志野市実籾1-4-1交差点付近から習志野市実籾1-11-25交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(習志野市泉町2-1-45交差点付近から習志野市大久保1-25交差点付近の間)	7:00~0:00
県道津田沼停車場線(習志野市津田沼1-1-1交差点付近から同市津田沼2-13-1交差点付近の間)	7:00~0:00

重点地域

◎最重点地域

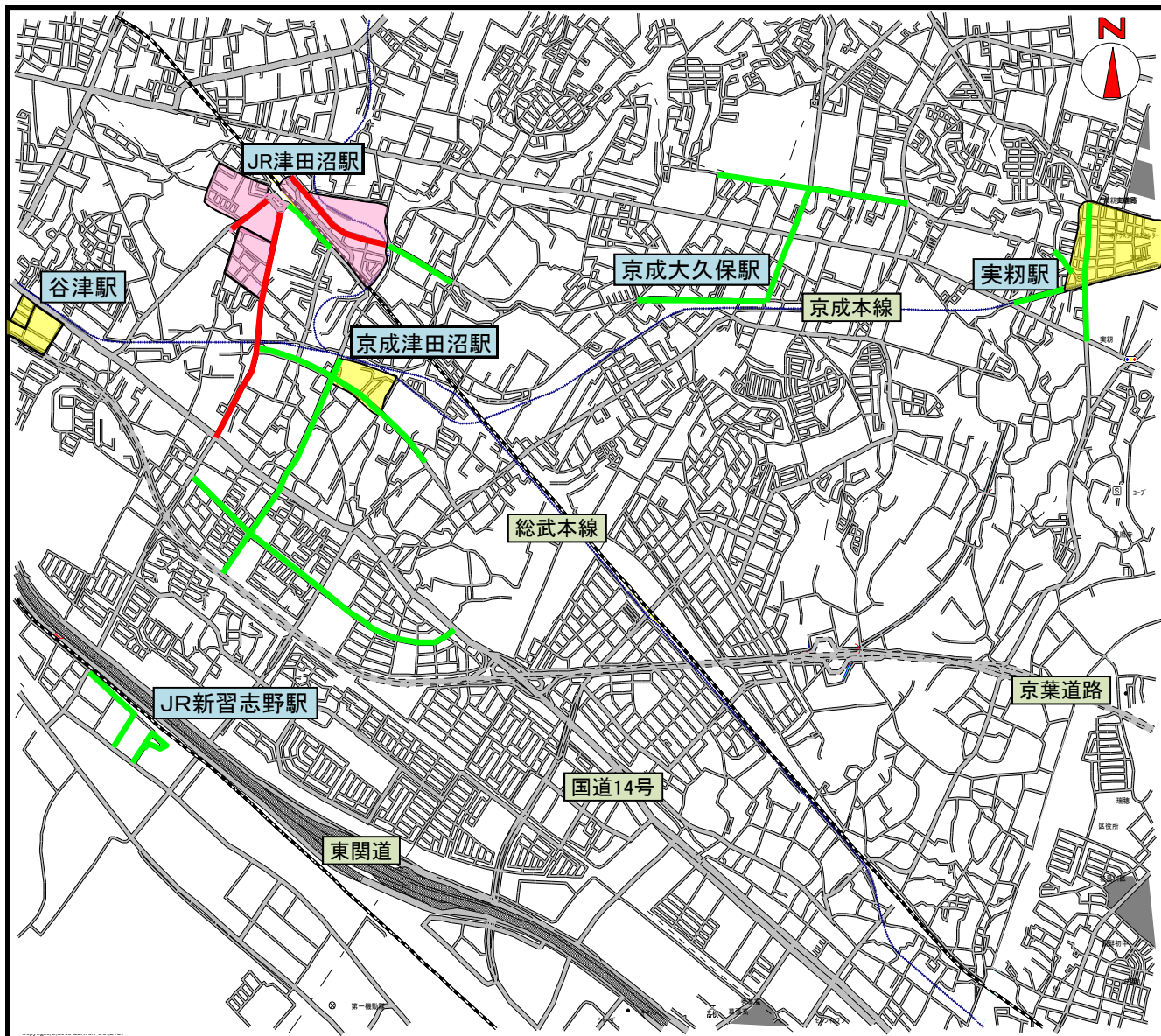
地域	重点時間帯
JR津田沼駅北口周辺	7:00~0:00
JR津田沼駅南口周辺	7:00~0:00

◎重点地域

地域	重点時間帯
京成津田沼駅南口周辺	7:00~0:00
京成実籾駅北口周辺	7:00~0:00
京成谷津駅南口及びヨークマート谷津店周辺	7:00~0:00

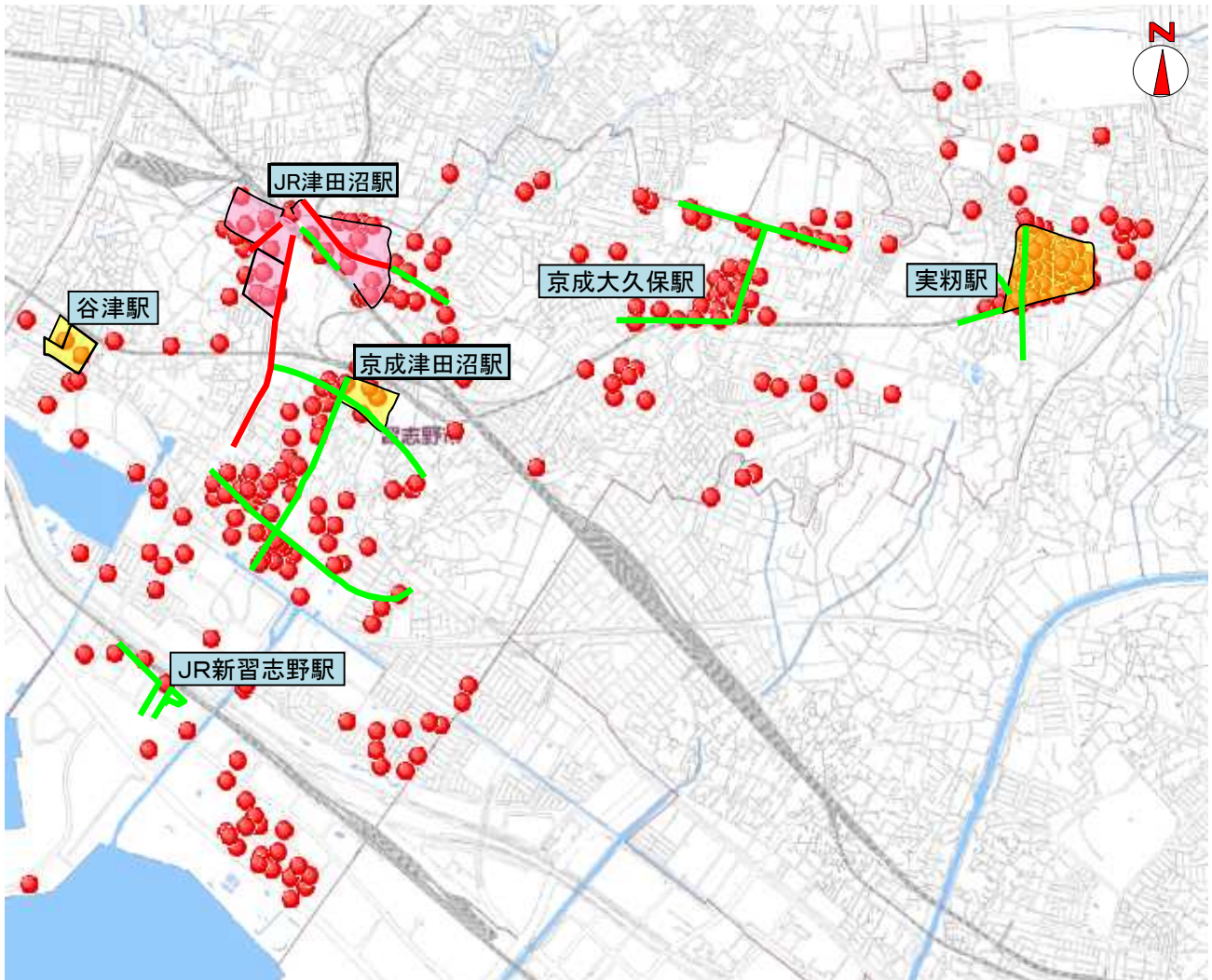
千葉県習志野警察署

習志野警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 最重点路線
 - 重点路線
 - 最重点地域
 - 重点地域

習志野警察署 放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)取付け状況



凡例	～	最重点路線	重点路線	最重点地域	重点地域	標章取付場所 (平成30年中)
	...					

注意：この図に示される地点は、警察官及び駐車監視員が、駐車違反取締り(放置車両の確認)を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。

また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。